

広報

がんまき

2010 9

住民と ともに協働のまちづくり



すいか割り（上牧幼稚園）

特集

10月1日は国勢調査の日です	2
●町民ひろば	5
●MOSAIC PLAZA 知る・募る・語る	7
●元気講座 ●ずっと元気のために	10
●元気ガイド	11
●家庭の情報：消費生活相談 一方的に商品を送り付ける「ネガティブオプション」	12
●図書館通信	13
●各種相談	14

No.462

国勢調査

描く 日本の自画像

2010

国勢調査

今年の10月1日現在で、全国いっせいに国勢調査が行われます。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人・世帯が対象となる統計調査で、大正9年から5年ごとに行われており、国の最も重要な統計調査です。

この調査の結果は、国や県・市町村で行う行政の基礎資料として活用されるほか、学術・教育機関、企業など幅広い分野で利用され、

私たちの暮らしに生かされます。



国勢調査の日です



10月1日現在で
全国いっせに行われます

平成22年10月1日現在で全国一斉に行われます。日本国内に普段住んでいる人と世帯を対象とします。外国人も対象です。

国勢調査は「総務省↓県↓町↓指導員↓調査員↓世帯」の流れで行われます。

9月下旬から調査員が各世帯を訪問して調査票を配布します。記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をしたうえで調査員に渡していただくか、町役場に郵送で提出していただきます。



調査項目や調査結果の公表は次のとおりです

・世帯員に関する項目

「男女の別」、「出生の年月」、「配偶

・世帯に関する項目

者の有無」、「就業状況」、「従業員及び通学地」など十五項目
「世帯員の数」、「住居の種類」、「住宅の建て方」など五項目

・結果の公表

人口・世帯数の速報結果を来年2月に公表されます。男女・年齢別人口、世帯の状況などの詳しい結果は来年6月から順次公表されます。



法律に基づいて行われます

国勢調査は、「統計法」という法律により、五年ごとに実施することが定められています。また統計法では、国勢調査の対象者に対して、調査票を記入して提出する義務も定められています。



調査票の記入内容は
厳重に守られます

調査関係者が調査票に記入された内容をもらしたり、調査票を統計の作成以外に使用したりすることは、「統計法」によって固く禁じられています。

集計が終った調査票は、完全に溶かされ、再生紙として使用されます。



奈良県

国勢調査 Q&A

Q 国勢調査って何？

A 国勢調査は、日本に住んでいる全てのかたを対象とした国の最も基本的で重要な統計調査で、国内の人口や世帯などの実態を把握するために行われています。ちなみに「国勢調査」の国勢とは「国の情勢」を意味します。

Q 国勢調査はいつから行われているの？

A 日本で最初に国勢調査が行われたのは、今から90年前の1920年（大正9年）でした。以後ほぼ5年ごとに行われ、今回の調査は19回目にあたります。

今回の調査は、我が国が人口減少社会となって実施される最初の国勢調査となります。

Q 調査の方法は？

A 9月下旬から国勢調査員が町内の全世帯を訪問して調査票を配布し、世帯では、10月1日現在の状況を調査票に記入していただきます。記入済みの調査票は、封筒に入れて封をしたうえで調査員に渡していただくか、郵送で提出していただきます。

Q 今回の調査から変更(改善)された点は？

A 世帯において回答しやすく提出しやすいように今回の調査から次の点の変更(改善)されます。

- 世帯の個人情報保護意識を踏まえ、すべての世帯が調査票を封筒に入れ、封をして提出する方法に変更されます。(調査員が世帯の調査票を見ることは禁止されます)
- 単身世帯や共稼ぎ世帯の増加や居住形態の多様化により、調査員に提出する方法のほか、町役場への郵送による提出も可能になります。(「調査員へ提出」、「郵送での提出」については、各世帯で選択)

Q 調査員はどんな人たちのの？

A 調査票を配布、回収する国勢調査員は、市町村長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

Q どんなことを調べるの？

A 男女の別、出生の年月、配偶者の有無、就業状況、従業地や通学地などの世帯員一人ひとりについて調べるほか、世帯員の数、住居の種類、住居の建て方など世帯について調べます。調査項目は全部で20項目(世帯員について15項目、世帯について5項目)あります。

Q どうしても答えなければ行けないの？

A 調査票が提出されなかったり正しい回答がなされなかったりすると、誤った統計になってしまいます。そうしたことを防ぐために、「統計法」で回答の義務を規定しています。つまり、国勢調査に参加することは私たちの義務の一つなのです。

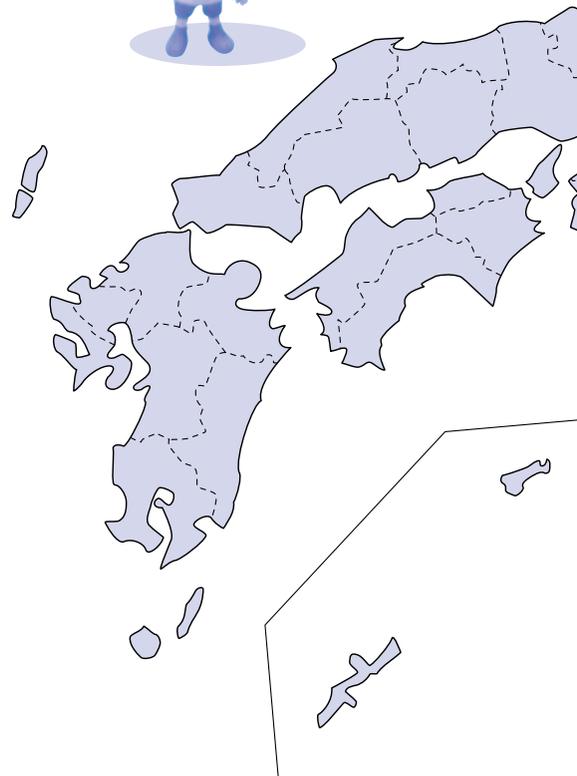
Q 個人情報を守られるの？

A 調査関係者が、調査の結果を他にももらしたり、統計を作成する目的以外に調査票を使ったりすることは、法律で固く禁じられています。なお、調査票は外部のかたの目に触れないように厳重に保管され、集計後はすべて溶かして再生紙として生まれ変わります。

平成22年 国勢調査は みんなで



10月1日は





災害被害を最小限に 自主防災組織の充実を

大規模な災害が発生したら

大規模な災害が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため、行政機関などは総力を上げて救援活動に取り組みます。しかし、被害の規模が大きいはほど、行政機関のみの活動では、十分な応急活動が出来ない場合が想定されます。

(阪神・淡路大震災では)

阪神・淡路大震災では、崩壊した家の下敷きになったことで、多くの犠牲者が出ましたが、助け出された人の大半が、近所のかたがたによって救出されました。

自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域のかたがたがお互い協力し、災害から自分たちの地域を守るために結成される組織で、「自分たちの町は自分たちで守る」と言う地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成されています。

いざというときには、近隣の協力、助け合いが非常に大切です。地震に限らず、風水害や火災など、いつ災害が

起こるかわかりません。

日頃から、ご近所同士コミュニケーションを深め、互いに協力しながら、防災活動に取り組むことが重要です。

▼自主防災組織の活動

日頃の活動の成果が万が一のときに生かされますので、日頃から次の活動を行っておくことが大切です。

- ・地域住民への防災意識の普及活動
- ・防災巡視、防災点検
- ・防災用資機材の整備
- ・防災訓練の実施と訓練結果の不備改善
- ・地域のコミュニケーションの確保

▼町内の自主防災組織

町内では自治会を単位として西大和六自治会（片岡台・桜ヶ丘）、服部台、下牧、緑ヶ丘の四団体が組織されています。

自主防災組織に関するご相談は、役場総務課までお問い合わせください。

▼問合先 総務課

役場内線225番



災害時応援協定

町では、近隣市町などの行政機関のほか、民間事業者などと各種応援協定を締結し、災害時の支援協力体制を構築しています。

大規模災害発生時には、被災者への食糧・

生活物資の供給、被災地の応急復旧対策などをより迅速で的確に対処していくことが重要と考え、民間事業者など各種団体との協定の締結を進め、防災力の強化に努めています。

災害時における協定書・覚書一覧

No.	協 定 名	締結年月日	協定団体名
1	災害時における上牧町と香芝局区内郵便局との相互協力に関する覚書	平成12年 5月26日	香芝局区内郵便局
2	災害等緊急時における一般廃棄物(ごみ)処理に関する相互応援基本協定書	平成14年10月11日	葛城地区9市町及び一部事務組合
3	災害時における救援物資提供に関する協定書	平成20年 1月25日	奈良ヤクルト販売(株)
4	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	平成20年11月 5日	奈良県電気工事工業組合
5	災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定	平成21年 7月 1日	(株)スーパーおくやま
6	災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定	平成21年 7月 7日	(株)ファーマシー木のうた
7	避難場所の利用に関する協定	平成22年 5月27日	広陵町
8	災害時における応急対策に関する応援協定書	平成22年 6月15日	上牧町建設協会
9	災害時における緊急測量業務及び被害認定に関する協定	平成22年 6月29日	森本土地家屋調査士事務所
10	災害時における医療救護活動等に関する協定書	平成22年 7月 1日	服部記念病院
11	災害時における応急対策等に関する協定	平成22年 7月28日	岸上石油(株)

上牧町消防団員が 基礎訓練を実施

6月12・26日(土)、7月10・24日(土)の四回にわたり、健民グラウンドで消防団員基礎訓練が行われました。

この訓練は、西和消防組合南分署の協力を得て上牧町の消防団員として活動するための基礎知識や技能の取得と地域防災の担い手としての任務の自覚醸成のために実施されました。



夜8時から行われた訓練では礼式訓練やホースを使った訓練などが行われ、集まった消防団員は夜間にもかかわらず熱心に訓練を受けていました。

金富自治会で 初期消火訓練

6月27日(日)金富自治会(長谷川次郎会長)が、上牧町消防団第三分団の協力を得て初期消火訓練を行いました。

火災発生時には被害の軽減に大きな役割を果たすのが、自治会組織や隣近所の助け合い精神です。金富地区では、今年3月に住居火災が発生した際には地域住民の適切な行動で隣家への類焼をくい止めるなど被害の拡大を防ぐことができたが、さらに自主防災力を高めようとする今回の訓練となりました。

消防団員から指導を受けた後、自治会では「初期消火の重要性やいざという時の器具の使い方、その色々な話を地域のかたと共有でき大変有意義な訓練でした」と喜んでおられました。





シルバークラブ会員が 子どもたちに戦争体験

上牧町シルバークラブ（高重幸平会長）の皆さんが、上牧小学校で児童たちに、戦争体験を語りました。夏休み中の全校登校日にあたる8月6日（金）、小学校では「ピースフルDAY かんまき6」と題して戦争の恐ろしさや平和・いのちの大切さについて学びました。その講師として招かれたシルバークラブの皆さんは、ご自身が子どもの頃に体験された悲惨な戦争を、児童たちに分かりやすく話しておられました。

児童たちは戦争の恐ろしさや、自身ではどうすることもできず、ただただ逃げ惑うだけしかなかったお話を熱心に聞き、平和といのちの大切さを身にしみて感じていたようです。



婦人会の皆さんが

園児達に銭太鼓の指導

7月7日（水）、上牧第一保育所でなかよしタイム・七夕祭が行われ、上牧町婦人会（梶野洋子会長）の皆さんが訪れ、銭太鼓演奏を園児達に披露しました。

この日のために、婦人会の皆さんは園児達に銭太鼓の指導を行うなど、たびたび園を訪れ、園児達と異年齢交流を深めていました。

当日は、指導を受けていた四歳児たちも「きらきら星」を披露し、可愛い演技に会場は大いに盛り上がっていました。

また、園児達が使用した銭太鼓は、食品ラップの芯に鈴を付け、フェルトや毛糸を使った園児達の手作り品で、この製作も婦人会の指導を受けて行いました。

MOSAIC PLAZA

知る・募る・語る

KANMAKI

第27回全国都市緑化なら フェア 9月開幕

花と緑の祭典「第27回全国都市緑化ならフェア」(主催 奈良県・財団法人都市緑化基金)は、国内でも有数の古墳群が集中し、自然の魅力が一杯の「県営馬見丘陵(うまみきゆりよ)公園」をメイン会場として9月18日(土)から11月14日(日)の計五十八日間にわたり開催されます。

定例会は 9月6日から

第三回上牧町議会定例会は、9月6日(月)から始まります。日程については9月2日(木)の議会運営委員会で決まります。

▼問合せ 議事事務局

☎役場内線304番

民生・児童委員を 新たに香囀

6月21日付で、厚生労働大臣と奈良県知事より民生委員・児童委員として委嘱されました。

神谷英男さん 担当地域 片岡台三丁目
山口潤一さん 担当地域 葛城台

▼問合せ 福祉課

☎役場内線145番

時30分まで。但し、11月中は午後4時まで。

▼問合せ 第27回全国都市緑化なら

フェア実行委員会事務局
☎781-3987

上牧町排水設備指定工事店の 新規指定

上牧町指定排水設備工事店(指定工事業者)に次の業者を新たに指定しました。

☆新規指定 ベターメント

上牧町上牧四二一六〇六

☎71-8181

▼問合せ 下水道課

☎71-5234番

高齢者・障害者の人権 あしん相談強化週間

皆さんの周りで高齢者や障がい者に対するいじめ、いやがらせ、虐待などの人権侵害がおきているのでは…と思うことはありませんか?

法務省の人権擁護機関では、一人ひとりの人権が尊重され、高齢者や障がい者の皆さんが毎日安心して暮らすことができるよう、高齢者と障がい者の人権に関わる様々な相談をお受けします。相談は無料で秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

かもきみの湯 敬老週間を実施

かもきみの湯(御所市)では敬老の日に無料入浴を実施します。

▼とき 9月14日(火)から18日(土)までの午前10時から午後11時までの五日間。

▼対象者 町内在住の六十五歳以上(昭和20年以前の生れ)のかた。

対象者であることを確認できる物(運転免許書や健康保険証など)を持参して番台で提示してください。ただし、「J」では受付できません。

▼問合せ かもきみの湯

☎66-2641

▼とき 9月6日(月)から9月12日(日)まで

平日 午前8時30分から午後7時まで
土・日曜日 午前10時から午後5時まで

▼相談員

奈良地方法務局職員と奈良県人権擁護委員連合会人権擁護委員

全国一斉「高齢者・障害者の人権あしん相談」

☎0742-23-5457

(奈良地方法務局人権擁護課)

▼問合せ 福祉課

☎役場内線145番

9月11日は 警察相談の日

警察では9月11日を全国一斉「警察安全相談の日」と定め、被害の未然防止についての相談や地域の安全と平穩についての相談に応じています。

「悩むより かけて安心 #9110」をスマートフォンに相談窓口の利用を推進しています。

☆警察総合相談

・#9110 プッシュ回線

・☎0742-2311108 タイヤル回線

・☎0742-2410874 FAX相談

☆悪質商法相談

☎0742-2419441 (架空請求はがき・迷惑メール・高金利などの相談)

☆免許更新手続き

☎0744-2419140

☆免許再交付手続

☎0744-2419150

☆西和警察署 ☎7210110

人権擁護員による 常設人権相談所

法務局葛城支局では、人権擁護委員による常設人権相談所を開設しています。人権についての悩みなどをお気軽にご相談ください。

▼とき

毎週火・木曜日
午前10時から午後4時まで

▼場所

奈良地方法務局葛城支局

▼費用

無料

▼問合先

葛城支局総務課
☎5214941

遊休農地の再生・活用への 取り組みに参加しませんか

～あなたも農地復元に汗を流そう～

水田や畑などの農地は、農業的に利用することで、農産物の生産供給のほか、洪水防止など多面的機能が発揮でき、美しい魅力ある農業景観も維持される大切な資源です。しかし、農家の兼業化・高齢化・後継者不足などにより、耕作放棄地などいわゆる遊休農地は、増加傾向にあります。

上牧町においても、その傾向は顕著であり、田や畑のもつ多面的機能の維持増進が危惧される状況にあります。

このような情勢を踏まえて、遊休農地の再生・活用に向けた取り組みを進めています。

☆農地の引き受け手

「農業に関心のあるかた」「会社を定

第十一回町長杯フロンティア ゴルフ大会参加者募集

▼とき 10月7日(木)雨天の場合は8日(金)に順延。午前8時30分開会式。9時競技開始。

▼ところ 健民グラウンド

▼参加資格 町内在住の六十歳以上のかた

▼参加申込 9月27日(月)までに、生き活き対策課へお申し込みください。シルバークラブ会員のかたは地区会長を通じて、生き活き対策課までお申し込みください。

▼問合先 生き活き対策課

☎7912020

年退職したかた」など遊休化した農地を再び耕作出来るよう復元するとともに、農産物などの作付け・収穫をする無償ボランティアのかたを募集します。(農作業が初めてのかたには、農業委員会がサポートします。)

▼主な活動

・草刈り、根の除去、耕起、土壌改良など農作物が栽培可能な農地への復元
・復元された農地での農作物の栽培・収穫

▼活動期間 一～五年間

▼応募資格

町内在住で農業に関心のあるかた

☆農地の貸し手

「高齢化や後継者不足で農地の維持管理が出来ない」「農地が荒れている」などで困っている農家で農地を無料で貸せるかたを募集します。

▼使用期間

上牧町地域担い手・耕作放棄地対策協議会会員と五年間の使用貸借契約を結べるかた

▼応募資格

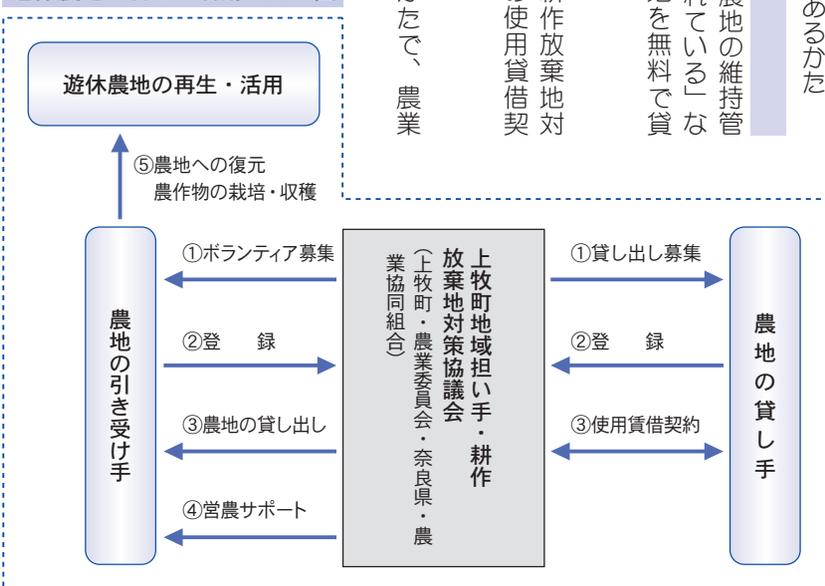
町内の農地を貸せるかたで、農業用機械などを入れると再生可能な農地

◆◆◆◆◆

*この活動は、農家(貸し手)とボランティア(引き受け手)それぞれの意向を確認しながら取り組みを進めていきます。

▼応募方法 農地の引き受け手・農地の貸

遊休農地の再生・活用フロー図



*上牧町地域担い手・耕作放棄地対策協議会とは、地域における担い手の育成・耕作放棄地の解消対策などに資することを目的とした団体です。

し手ともに、所定の登録用紙に必要事項を記載して、役場まちづくり推進課まで持参か郵送・メールのいずれかの方法で登録してください。登録用紙は役場まちづくり推進課か片岡台出張所に用意しています。また、町のホームページでも登録用紙のダウンロードができます。

▼応募期間 9月30日(木)まで。郵送の場合、当日の消印有効。

▼問合先 まちづくり推進課 ☎役場内線205番

上牧町「敬老の日」を行います

高齢者に対し、米寿を祝う記念品を交付することにより敬老の意を表し、米寿を祝います。

▼とき 9月20日(祝)

式典 午前9時30分から

▼ところ 2000年会館 多目的室

▼内容 町内在住の大正11年生まれの米寿のかたに記念品をお贈りします。(案内状を発送しますので、当日持参のうえお越しください。)

式典終了後は、シルバークラブ連合会主催によるカラオケ歌謡発表会を開催します。

▼問合せ 生き活き対策課

☎79-2020

文化協会作品発表会

上牧町文化協会では、中央公民館展示ギャラリーで作品の発表会を行います。

☆9月22日(水)まで

・上牧写真クラブ (展示ギャラリー)

・山嶺友禅クラブ (陳列ケース)

☆9月22日(水)から10月16日(土)まで

・水墨画 幽秀会 (展示ギャラリー)

・パッチワーク フレンドリー

(陳列ケース)

各クラブについてのお問い合わせは、中央公民館までご連絡ください。

▼問合せ 中央公民館

☎76-33610

ペガサスフェスタ2010文化祭展示作品と発表の募集

10月28日(木)から10月30日(土)まで、文化センター(中央公民館・ペガサスホールロビー)と2000年会館で開く、上牧町文化祭に展示する作品を住民のみならず募集します。

また多目的ホールを使って演技などを披露する発表の部については10月29日(金)に行い、三十分から六十分程度で披露できる作品を募集します。

▼応募作品 町内在住のかた
▼応募種目

展示の部については、絵画・工芸・手芸・書道・造花・写真など、壁や机などを使って展示出来るもので、作品数は一人一点にさせていただきます。

発表の部については、個人やグループで舞台を使って披露できる出し物など、テーマは自由です。(ただし、音楽を必要とする出し物は、テープなどの用意をお願いします。また、参加人数により日程を変更することもあります。)

▼受付期間 9月3日(金)から10日

(金)まで(月曜日は休館)

▼受付時間 午前9時30分から午後4時30分まで。

▼受付場所 文化センター内中央公民館事務室前。電話での受付は出来ません。

▼問合せ 中央公民館

☎76-33610

上牧町補助金制度検討委員会委員を募集

補助金には、町民活動の活性化・町民福祉の向上などに寄与する役割があります。しかし、補助金交付による事業効果を客観的に評価するのはとても困難です。そこで、厳しい財政状況下で限られた財源の中から支出されている補助金をより効果的に活用していただくために「公益性・必要性・効果」という三つの観点から見直しの基準を策定し、必要性・有効性を検証することが必要不可欠となっています。そのため、住民視点から様々な意見を取り入れ、この制度をより良いものにするために、委員を募集します。

▼募集人員 五名以内(応募者多数の場合は選考により決定します。ただし、広く住民の意見が反映出来るよう、委員の構成については年代、性別、地域などのバランスを考慮します。)

▼応募資格 町内在住の十八歳以上のかた。ただし、国や地方公共団体の議員・職員は除きます。

▼応募期間 9月1日(水)から9月30日(木)まで。郵送の場合は、当日消印有効。

▼応募方法 所定の応募用紙(用紙は役場総務課と片岡台出張所で配布しています。町のホームページからもダウンロードできます。)に必要事項を記入して、持参、郵送いずれかの

米トレーサビリティ法が施行

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

10月1日から、米(米粉、米飯、もち、米菓、酒類なども含む)の出荷・流通に関し、生産者、米穀取扱業者、外食業者などの皆さんは、取引の記録を保存することが義務づけられます。

また来年7月1日からは、米、米加工品を売り渡す場合、業者間、一般消費者への産地情報伝達が義務づけられます。(米飯類を提供する外食事業なども含まれます)

これにより、食品事故や産地偽装が起きた場合、原因や流通ルートが速やかに解明され、安全な流通ルートが継続出来ることとなります。

▼問合せ 近畿農政局奈良農政事務所

☎0742-2312861

▼問合せ 総務課

☎役場内線210番

方法で役場総務課か片岡台出張所まで提出してください。なお、提出された応募用紙は返却しません。

▼委嘱期間 委嘱の日からおおむね二年間とします。

▼会議の時間 毎月1〜2回、平日に一回二時間程度



暑い日々が続いていますが、皆さん体調はいかがでしょう。

平成18年4月から介護保険制度が改正され、各市町村に地域包括支援センターが設置されておりますが、ご存知でしょうか。この地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活ができるようにいろんな相談を受けたりする活動をしています。その中の活動で特に力を入れているのが、いわゆる介護予防推進事業（介護が必要にならないための活動）です。

そこで、今年度も介護認定を受けていない65歳以上のかたに「介護予防チェックリスト」を4月下旬に送付しました。

それを地域包括支援センターに返送して頂いたかたから順に、こちらで各項目をチェックし、お元気なかたには「介護予防みんなで実践！」のパンフレットを送付しました。また、町主催の介護予防教室に参加していただきたいと思うかたには、「生活機能検査受診票」を送付しています。

「生活機能検査受診票」は町内の医療機関で、生活機能検査を無料で受けることができる検査です。

検査は、血液検査、尿検査、心電図検査、診察などがありますので、ぜひ、受診して頂くようにおすすめします。検査の結果によって、医師から「運動の教室に参加してみたら」や「お口の健康教室に参加してみたら」など介護予防教室に参加したほうがよいと声をかけられたら、どうぞ気軽に参加してみてください。その際はあらためて、地域包括支援センターから連絡いたします。

昨年度も運動機能向上事業の「上牧元氣教室」や口腔機能向上事業の「お口の教室」に多くのかたが参加し、皆さんに「参加してよかった」と喜んでいただきました。

より元気で生活して頂くため、今の皆さんのままでいるためにも、「生活機能検査受診票」をお持ちで、まだ受診していないかたは早めに受診してください。12月末まで受診できます。そして、教室参加の連絡がきましたら、ぜひ参加してみましょう。新しいお友達もできてきっと楽しい時間が過ごせると思いますよ。



● ずっと元気でいるために ●

「開張」「輪挿し」作り 参加者募集

一閑張りの手法で、竹の輪挿しを作ります。和紙をていねいに張り、柿渋液を何回も塗り重ね、青竹に無い風合いを楽しんでください。形はいろいろです。
すこやかサポーターがていねいに指導致します。皆さんのご参加をお待ちしています。

▼とき

9月29日(水)・30日(木)の二日間。午前10時から正午頃まで。

▼ところ

2000年会館
保健指導室

▼募集人数

二十名

▼費用

二百円

▼申込方法

9月6日(月) 午前8時30分より
電話か生き活き対策課窓口へ
問合せ 生き活き対策課
☎79-22020





●問合先：生き活き対策課 ☎79-2020
●ところ：2000年会館内

相談

★乳児相談

と き：9月7日(火)

午後1時30分から3時まで受付
対象者：1歳になるまでの乳児と保護者

内 容：計測、相談(育児・発達・離乳食など)。午後2時から2時30分は交流会を行います。(保育士のふれあい遊び、保健師のお話・保護者の交流)。交流会の時間は、計測を一時中断します。

持参品：母子健康手帳

★幼児相談

と き：9月24日(金)

午前9時から11時までと午後1時30分から3時まで受付
対象者：1歳から就学前までの幼児と保護者

内 容：計測、相談(栄養・子育てなど)。

持参品：母子健康手帳

★成人健康相談

と き：9月24日(金)

午前9時から11時30分までと
午後1時30分から4時まで受付
糖尿病・高血圧・高脂血症・禁煙・生活習慣を改善したいかなど、何でもお気軽にご相談ください。

健康診査

午後1時から1時30分まで受付
(健診開始は午後1時30分から)
対象者には個人通知します。

★1歳8か月児健康診査

と き：9月8日(水)

対象者：平成20年12月29日から21年2月8日生まれ。

★3歳児健康診査

と き：9月30日(木)

対象者：平成19年3月20日から4月30日生まれ。

★肺がん検診(集団)

と き：9月10日(金)

対象者：40歳以上(1971年〔昭和46年〕3月31日以前に生まれかた)

内 容：胸部レントゲン撮影、喀痰検査(問診にて必要と認められたり希望者)

費 用：

(胸部レントゲン撮影のみ)

40~64歳200円、65歳以上無料

(胸部レントゲン+喀痰検査)

40~64歳1,000円、65歳~74歳800円、75歳以上400円となります。

※場所、時間については結核検診と同時に実施しますので別紙の折り込みチラシをご覧ください。

教室

★妊婦さん集まれ!

2回開催【要予約】

と き・内 容：

9月7日(火) 助産師のお話

10月5日(火) 栄養士のお話・交流会

午後1時30分から2時30分まで

対象者：妊娠されているかた

持参品：母子健康手帳

平日、午前9時から午後5時まで
利用して頂けます。

プレイルーム利用日について

▼対象者
四十歳以上(1970年12月31日以前に生まれかた)
※平成22年度中は西暦偶数年生まれが対象
▼検査方法
視触診・マンモグラフィ
▼定員 先着五十名
▼費用
千円(七十五歳以上は五百円)
▼申込方法
平成22年9月6日(月) 午前8時30分から電話または、窓口にて受け付けます。

と き 9月15日(水)

乳がん検診(集団)

①午後1時から1時30分
②午後1時30分から2時
③午後2時30分から3時
④午後3時から3時30分

●消費生活相談●

一方的に商品を送り付ける「ネガティブオプション」

ある日突然に注文した覚えの無いものが請求書と一緒に送られてきて、通常、同封の書面に「何日以内に返品が行われなければ購入したものとみなします」などという記載がされている場合が多いです。

あなたも契約が締結されてしまうかのようになり、相手に商品を受取った以上はお金を支払わなければと勘違いをさせてだます商法を「ネガティブオプション」といいます。

契約は成立しているか？

売買契約にかかわらず、契約というものはお互いの同意がなければ成立しません。(お互いの同意があれば書面を交わしたかどうかは関係なく口約束でも契約は成立します)。

この場合、買う気のないかたに一方的に商品を送り付けただけなので、この場合は契約が成立したとは認められません。そのため、ネガティブオプションには返品や代金の支払いなどを行う必要もありません。しかし、たとえ買う気がなくても、代金引換などでお金を支払ってしまった場合は、購入の意志があったとみなされてしまいます。特にネガティブオプションでは、代金引換で送りつけた方は家族の誰かが購入したのだからと勘違いをして支払ってしまったというようなケースもあるので注意が必要です。

ネガティブオプションと規制

特定商品取引法では、以下の条件にあてはまるものをネガティブオプションとして規制しています。

- 商品購入の申込みをしていない相手に対して、販売業者が売買契約の申込みを行うこと。

- 実際に商品を送付すること。

これらにあてはまる場合は、たとえどのような商品が送りつけられても、ネガティブオプションの規制対象となります。

ただし、以下のケースに該当する場合は一方的な送りつけがあつたとしても、特定商品取引法の規制は適用されません。

(適用除外にあたるケース)

- 商品の送りつけを受けたものが、購入を承諾した場合

商品を受取った際に代金の支払いを行うことや、保管期間中に商品を使用・処分した場合は購入の意志があつたとみなされる。

- 販売業者が商品を取引した場合は、

業者に商品引き取り請求を行い、実際に引き取りが完了すれば保管の問題がなくなる。

- 商品の送付を受けたかたとの取引が商行為にあたる場合

特定商品取引法は、消費者を保護するため

の法律なので、業者間でネガティブオプションを行った場合、規制の対象外、送りつけられてきた商品は十四日間保管義務があります。

ネガティブオプションで商品が送りつけられた場合、こんな商品を買った覚えがないからといって、送りつけられてきた側が商品を勝手に処分してしまうケースがあります。しかし、たとえ送りつけられてきたものではないとしても、他人のものであることには変わりありません。そのため、送りつけられてきた側としては、この商品の保管義務が課せられることになるのです。

もし、商品をむやみに捨てたり処分したりすると、購入の意志があつたとみなされたり、ひどい場合には損害賠償の請求をされる場合もあります。

このような他人の所有物の保管に関する問題を解決するため、特定商品取引法では、ネガティブオプションで送りつけられてきた商品を「売買契約に基づかないで送付された商品」として定め、十四日間を保管期間として未使用のまま保管しておく必要があると規定しています。そして十四日を過ぎた場合は、販売業者の商品に対する返還請求権が消滅し、受取った側は自由に処分してよいこととなります。

図書館通信

新刊紹介

たまごのなかにはいるのはだあれ?
ミア ポサダ著・福音館書店



これは何のたまごだろう…。よく考えて…ページをめくってビックリ。こんな動物もたまごから生まれるんだと、新しい発見があります。生まれてからの様子も楽しく語られている絵本です。

四十九日のレシピ
伊吹有喜著・ポプラ社



私がいなくなっても、あなたが明日を生きていけるように…。その思いが心に響きます。大切な人をなくした家族が、元気をとりもどすまでの四十九日間の物語です。

もっと弁当力
佐藤剛史著・五月書房



弁当には、子どもや親を変える力がある。やがてその力が社会を変えていく…。弁当のすごさを実感できる1冊です。弁当をめぐるエピソードや体験談に感動します。

★9月のお話会ピーターパン★

7日(火)
午前10時30分から
11日(土) 25日(土)
午後2時から

本・AV資料は期限内に返却しましょう。

図書館の開館時間
午前9時から午後5時まで。

めいたんてい ポアロン
三田村信行著・講談社



大金持ちのミシュラン氏の屋敷からくびかざりが盗まれた。コックだけ、めいたんていのポアロンにおまかせ。家族に助けられながらどんな事件も料理しちゃいます。(児童書)

ポテチを異常に食べる人たち
幕内秀夫著・WAVE出版



やめられない、とまらない。お菓子が食事がわり…。人を「やみつき」にさせる危険な力を持つ食品と、適度に付き合う方法とは…? 管理栄養士の著者が書いた1冊です。

●図書館休館日：毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)・毎月末日(その日が、休館日にあたる時はその翌日も休館)・年末、年始(12/27~1/5) ☎0745-78-9903

女性の為の女性だけの運動施設!!

来て☆見て☆体験して☆

私達は女性の健康と美容を応援します(p^v^q)

ただいま無料体験実施中~♪

いまなら先着30名様限定で
入会金が大幅割引に!!



*お問い合わせはコチラ↓↓

カーブス広陵馬見 0745-55-0033
(エコール・マミ北館 2F)

(広告)

上牧の特産品ブドウを

宅配も承ります (クロネコ)

黒色系 (ニューベリー シチューベン バッファロー(ピオーネ系) 藤 稔) 青色系 (翠 峰 ゴールド・フィンガー)

田島ぶどう園

上牧町三軒屋 (奈良交通上牧町役場前)

TEL・FAX. 0745-77-2919

(広告)

2010年度「出会いに学ぶ」 人権教育地区別懇談会

本年度の地区別懇談会は、つぎの日・地区で実施します。

人権をめぐる様々な問題点が起こっています。身近な人権問題についても、ともに語り合いたいと思います。

懇談会は参加しやすいように工夫を凝らしています。お互いに信じあえる明るい社会、地域づくりを目指すためにも、皆さまの積極的な参加をお願いします。

▼とき・ところ

★10月9日(土) 五軒屋・葛城台地区

(葛城台公民館・午後7時から9時)

23日(土) 米山台地区

(米山台公民館・午後7時から9時)

30日(土) 松里園地区

(松里園公民館・午後7時から9時)

★11月6日(土) 三軒屋地区

(三軒屋公民館・午後7時から9時)

7日(日) 南上牧地区

(南上牧公民館・午後7時から9時)

13日(土) 新町地区

(新町第一公民館・午後7時から9時)

14日(日) プレステアールバン西大和地区

(コミュニケーションホール・午後7時から9時)

▼問合せ 社会教育課

☎役場内線513番

各種相談 《ご案内》

●法律相談

☆上牧町主催（偶数月に開催）

担当：弁護士

とき：2・4・6・8・10・12月の第一水曜日
午後1時～4時

ところ：2000年会館

定員：先着申込順6名

内容：各種法律問題全般

申込・問合先：

役場秘書課へ電話で申し込んでください
☎76-1001 役場内線298番

☆中南和法律相談センター（奇数月に開催）

担当：弁護士

とき：1・3・5・7・9・11月の第二金曜日
午後1時～4時

ところ：2000年会館

定員：先着申込順6名

内容：各種法律問題全般

申込・問合先：

奈良弁護士会へ電話で申し込んでください
☎0742-22-2035（相談日の1週間前の午前9時30分から申込受付。
当日の申し込みは出来ません）

●行政相談

担当：行政相談委員

とき：毎月第二金曜日 午後1時～4時

ところ：2000年会館

内容：役所の仕事について全般

問合先：秘書課 ☎役場内線222番

●人権相談

担当：人権擁護委員

とき：毎月第二金曜日 午後1時～4時

ところ：2000年会館

内容：人権問題全般

問合先：福祉課 ☎役場内線145番

●消費生活相談

担当：消費生活相談員

とき：毎週火曜日 午後1時～5時
毎週木曜日 午前8時30分～午後0時30分
（上記共、祝日は除く）

ところ：役場1階の相談室

内容：消費生活問題全般・多重債務問題

問合先：秘書課 ☎役場内線222番

●教育相談

担当：学校指導主事

とき：毎週火曜日 午後1時30分～4時
相談：電話による相談 ☎役場内線119番
内容：教育問題全般
問合先：教育総務課 ☎役場内線119番

●スクールカウンセラー教育相談

担当：スクールカウンセラー

内容：教育問題全般

ところ：①上牧中学校

とき：9月3・24日、10月8・29日
午前11時～午後5時

申込先：上牧中学校 ☎76-5479

ところ：②上牧第二中学校

とき：9月10日、10月15日
午前11時～午後5時

申込先：上牧第二中学校 ☎72-3700

問合先：教育総務課 ☎役場内線119番

広報かんまき 10・9

発行／上牧町役場秘書課

〒639-1029 奈良県北葛城郡上牧町上牧3350

☎074517611001

FAX 074517611002

地域密着型で効率的な広告 **見本**
お店の広告は広報紙で

月1回、町内全戸配布の広告で商売繁盛

広報 **かんまき**

上牧町役場秘書課 0745-76-1001
掲載料：1枠 1万円／2枠 2万円
（この見本の大きさは1枠です）

広報「かんまき」の紙面に町の財源確保の一環として申し込み順に有料広告を掲載してまいります。
これらについては町が広告主の利用を特別に推奨したり、その内容を保証するものではありませんのでご利用にあたってはご自身の判断でお願いします。

町の動き		平成22年7月末日現在
世帯数	9,657 (+7)	
男性	11,583 (+6)	
女性	12,666 (-1)	
合計	24,249 (+5)	()は前月比

*町の木 まき *町の花 ゆり



上牧町は非核・平和都市宣言の町です。



本紙は再生紙を使用しております。